

平成30年度 奈良県社会福祉審議会 議事録

開催日時：平成30年5月31日（木）13時30分～

開催場所：やまと会議室 5階 大会議室

出席委員（敬称略 50音順）

大森岩一郎、奥山博康、川村富子、栗木裕幸、辻村泰範、竹原金子、
出口明子、平井豊子、松舟憲光、宮内義純、森井信子

欠席委員（敬称略 50音順）

岩田国夫、大久保浩、才村眞理、中川雅己

<開会>

それでは、議事に入りたいと思います。審議会の議事進行は審議会条例第5条の規定によりまして委員長が行うこととなっております。辻村委員長、よろしくお願いいたします。

（辻村委員長）

辻村でございます。本日の議事が円滑に進みますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。先ほど、部長からもご挨拶ございましたように、また事務局からの説明もございましたけれども、この審議会はそもそも、「社会福祉法」という法律に基づき、さらに県が条例つくって、設置されている。いわば、社会福祉の全般にわたる調査、審議する大変権威のある審議会であると思っております。県に設置されているほかの審議会と同じように重要な機関です。また、頻繁に開催するわけではございませんので、この機会に分科会にわかれたご報告とご提案について、真摯に耳を傾け、また委員の皆さんにはご自由に思いを述べて頂いて、県政の向上に役立つことができれば、審議会の意義も高まると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第にそって進めさせていただきたいと思います。

議題（1）「専門分科会委員等の指名について」でございますが、奈良県社会福祉審議会条例及び奈良県社会福祉審議会運営規程に基づき、委員長である私が指名することになっております。今回ご就任された松舟（まつふね）委員におかれましては、児童福祉専門分科会及び児童養護部会に属する委員にご指名させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。松舟委員には簡単にご挨拶頂ければと思います。

（松舟委員）

ご紹介頂きました松舟です。このたび2年間の改選時期に当たりまして、城会長が退任されることになり、私が副会長をさせて頂いておりましたので、後任をさせていただくことになりました。関係行政の方、各委員の方々には色々ご尽力を頂きありがとうございました。今年度も引き続き社会福祉、里親会発展のため力を尽くす所存でございます。

(辻村委員長)

では、議題（２）「専門分科会における各部会説明」に移らせていただきます。なお、委員の皆様からの質疑応答等につきましては、すべての各部会の説明の後に、まとめて行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。また、「奈良県社会福祉審議会運営規程」により、各部会の決議は、これをもって審議会の決議とする と規定されています。では、まずは、「①身体障害者審査部会」につきまして、障害福祉課から説明をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

続きまして、「②児童養護部会、被措置児童等虐待審査部会」につきまして、こども家庭課から説明をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

続きまして、「③保育所審査部会」につきまして、子育て支援課から説明をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

ただ今、説明がありました「①身体障害者審査部会」、「②児童養護部会、被措置児童等虐待審査部会」、「③保育所審査部会」それぞれの説明がございましたので、委員のみなさんからご指摘を受けたいと思いますので、ご遠慮なく手など挙げていただいたら、ご指名をさせて頂きやすいので、よろしくお願ひいたします。ご質問等ございませんでしょうか。それぞれの立場で部会の代表として参加していただいておりますので、何かございましたら。

(出口委員)

８ページの資料４の一番上の、児童虐待相談対応件数の推移についての表があるのですが、緑のグラフの右側の単位は何でしょうか。左の方は件数かなとわかるのですが。全国の折れ線グラフのところがちよっとどういう風に見ていいのかわからなくて、教えて頂けますか。

(夏原こども家庭課長)

こども家庭課です。緑色の折れ線グラフの件数が、右側の数字に対応しています。凡例をつけておらず、少しわかりにくく申し訳ございません。２万件単位で刻んでおりますのが全国での件数、左側が奈良県の件数に対応しております。

(辻村委員長)

よろしいですか。人数ではなくて件数です。左側のメモリが奈良県の件数、棒グラフに対応している。いかがでしょう。

全国の件数はどんどん急なカーブで増えていますが、子どもの面前でおきるDVによる心理的虐待と次いで、ネグレクトが多いという記述があるが、やはりそのことが件数増加の大きな要因と言えるのでしょうか。

(夏原こども家庭課長)

そうですね。面前DVというのがこれまではあまり虐待として認知されてこなかった経緯がございます。それが面前DVも心理的虐待に含まれるという認知が向上したので、そういう点も増えている要因になったということです。

(辻村委員長)

簡単にいうと、子どもの前で夫婦喧嘩するな。というようなことですか？これが相談件数として挙がってくるというのは、やはり虐待になっているほど、面前DVが激しい。どこかでこう認定するわけですね。あがってくるということは。だれがこう言うのでしょうか。

(夏原こども家庭課長)

例えばご近所からの通報であるとか、知人からの相談であるとか、だんだん全国的にも件数が増えているのは、それだけ関心が高まってきているという現れではあると思います。増えているというのが悪いということではなく、非常にありがたいことだなということも一面では言えるかなと思います。

(辻村委員長)

子どもにより良い環境を保障するためにも、早めに対処をということでもあるというわけですね。

(出口委員)

出口です。7ページの資料3の下の「障害者手帳所持者数の推移」につきまして、奈良県は所持者数が高いという状況はわかりますが、この理由として考えられることはどんなことなのでしょう。

(石原障害福祉課長)

なかなか詳細な分析は出来ていないのが実情なのですが、様々な要因があるのかなという風には思っております。一つには、高齢化にかかる申請の話とか。手帳に関しては、新規認定というのは住所地の都道府県で障害の手続きをしますが、例えば引っ越しとかされた場合、転出転入ですね。人口移動というかそういう要素もここには入ってくるというところでございます。毎年全国の乖離が広がっているという兆候が出ています。今までの詳細な分析等はやっていないのですが、今後していかないといけないと思っております。

(辻村委員長)

念のために、手帳の所持率というのは人口に対してですか。県民人口に対して手帳所持者の数が何パ

一セントかということですか。国であれば、国民全体に対してということでしょうか。今、先ほど出口委員が質問されたように奈良県は、数字で言えば本当はそんなに大きい開きではないですけれども、折れ線グラフを見たら、えらい奈良県高いなという風についつい見えるもので。平成21年と今とを比較するとだんだん差が広がってきているなという印象があります。

(石原障害福祉課長)

所持率は人口に対するものだと思います。

(辻村委員長)

先ほど、指定医の審査もされておられるということで。所持率に開きがあるというのは、お医者さんによって、すぐに指定してくれるお医者さんと、なかなか手帳発行してくれないお医者さんと、いたりするのかいないのかはわかりませんが、そういうことも影響の要因にあったりするのかなと思ったりするが、そういうことはないんですかね。

(石原障害福祉課長)

指定医については、指定する医師の経験、経歴を見て指定医の適否を判断させて頂いている。実際は医療機関の中で出していらっしゃらない場合は、率先してその医療機関の指定医の申請をお願いしています。

例えば、医師の転勤とかもありますので、たまたま、指定医の方がいらっしゃらないと代わりの申請が上がるとかいう意味で。医療機関単位では、空白の医療機関が出来てくるというケースは少ないのかと思いますし、仮に空白になりましたとかなりそうだというとき、弾力的早期に申請とかをしていただいて、そういう風な指定の作業をさせて頂いている状況です。診断書作成に指定医の数が依拠してきているのか、それはないのかなという風におもっております。

(辻村委員長)

ありがとうございました。他の種別でご意見、ご質問はありませんか。松舟委員は初めて出席頂いて、ご質問、ご意見ございますか。

(松舟委員)

初めてですので、いろいろ感心しながら質問まで及びません。
虐待の件数が多い件については私も把握しているのですが…。

(辻村委員長)

8ページの資料4の諮問案件というところで、里親認定が11件ですと。これは認定申請のあった全件を認定しましたということですから、新たに11組の里親さんが登録されているということですよ。全体では奈良県ではどれくらいの方が里親として登録されているのですか。

(夏原こども家庭課長)

今、この 11 件を含めて 4 月末時点で 125 組の登録数になっております。

(辻村委員長)

では、125 組の方が登録されていて、実際に委託している子どもの数は？

(夏原こども家庭課長)

41 人です。

(辻村委員長)

国の方は、里親委託をこれからどんどん進めて行こうという方針を掲げておられますので、それはそれで里親登録して下さる里親さんがいないとなかなか進まないですから、これはどこに課題があるのか詳しくは存じませんが、1 つの大きな課題ではあるのかなと感じます。

保育の方はどうですか。最近待機児童対策など、最近よく話題に上っていますが、栗木委員さんどうですか。

(栗木委員)

奈良県の場合は、南に行くに従って改善されている。しかし、生駒市、奈良市、大和郡山市と、北に行くに従って、保護者の方の就労形態は違うと思うんですが、まだ依然として多くの待機児童がいる。もう一つは国の方が進めております施策の中で、母親または父親、保護者が仕事を持っていないでも、施設へ預けることが出来る、認定こども園の普及をすすめています。

全国に比べて、奈良県は今のところまだ認定こども園への移行というのは低いですが、来年にかけて 1 年ぐらいで経過措置みたいなものが縮小されますので、今年度平成 30 年度から 31 年度にかけて、認定こども園への移行は増えるのかなと思います。

これによって県内の子どもたちが同じようなところで、いろんなことを吸収できるようになっていくかなという風に思っておりますけれども…。

(辻村委員長)

今もちょっと待機児童の偏在のような話が出ましたけれども、この 9 ページのグラフを見ますと、待機児童はかなり急激に折れ線グラフは下がっています。利用児童数で見ると、29 年に比べると 30 年は 44 増に対し、それ以上の待機児童が減っている。これはどういうこと表しているのでしょうか。

(栗木委員)

従来の施設だけではなくて、小規模や企業主導型保育というものもありますし、様々な保育施設での利用者数が増えています。

(辻村委員長)

他に何かありますか。他にご意見等ないようでしたら、「専門分科会における各部会説明」については、以上とさせていただきます。

それでは、次の議題「(3) 報告」に移らせていただきます。

ここからは、平成 29 年度に見直し・策定されました福祉関連の計画等につきまして、各担当課から報告していただきます。

まず、「①奈良県障害者計画の見直しについて」につきまして、障害福祉課から報告をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

続きまして、「②奈良県高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業支援計画」につきまして、介護保険課から報告をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

続きまして、「③奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 4 次)」につきまして、こども家庭課から報告をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

続きまして、「④民生委員制度創設 100 周年記念事業」につきまして、地域福祉課から報告をお願いします。

<事務局説明>

(辻村委員長)

ただ今各課長さんから計画、計画の見直しなどについてご説明がございましたが、この件につきまして、委員の皆様、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(出口委員)

障害福祉に関する説明・報告を受けまして、資料 6 の部分で 1 つだけ質問を。2 番目の福祉の部分です。県独自の取り組みについて文章を追記されていると思いますが、障害者全般にわたる相談とかだと思いが、特に聴覚障害、難聴者、中途失聴者とかの場合は、奈良県ではそういう相談体制が十分ではないので、大阪や京都へいかれる方が多いと聞いているが、奈良県の対応としては十分なのでしょうか。具体的なことはこれからになるのかもしれませんが、漠然と、全障害者を対応としているために、細かい対応が不足するのではないかと懸念しています。そういうことについて、どのような対応をいただけるのでしょうか。

(石原障害福祉課長)

聴覚障害者に対する相談支援ということですが、現在は、聴覚障害者支援センターを設置させていただいておまして、相談支援の拠点としての役割を持ってその中の機能を果たしてもらうという認識をしているところでございます。

この計画上は、相談支援の全般の中でこのような記載をさせていただいているので、特にこの障害はどうだということまで踏み込んだ内容にはなってございません。ちなみに、聴覚障害関係では手話言語条例が施行されましたので、特に手話言語条例を受けて基本的な手話に関する様々な啓発なり、聴覚障害者等の理解・促進というのを積極的にやっという記載にさせていただいております。

全体計画ということになっておりますので、なかなか障害のすべての分野、各論部分まで記載された計画にはなっておりませんが、聴覚障害の関係の内容といたしましては、今の説明の内容となっております。

(出口委員)

ご説明ありがとうございます。種別ごとに取り組みや計画載せていただいているのは、よくわかっておりますし、聴覚障害者の相談支援については、支援センターでということも、理解していますが、聴覚障害と一口に言いますが、色々ありますのでね。ろうの方なら手話が必要ということになり、ちょっと聞こえにくいことの相談に来られた場合には、手薄ではないかなと思うところがあります。他の障害についても全般的に細かい部分の対応がきちんとなされていることを望みたいなと私は思うのですが、それについての県のご意見などあれば教えて頂きたいなと思います。

(石原障害福祉課長)

相談支援は重要なことだと認識はしているところではございます。様々な形で相談支援の充実への取り組みをさせて頂いておりますが、実際問題確かに障害種別ごとにといいますか、様々な特別支援の中身も千差万別というところもございますので、全般に渡って十分な相談支援を受けられる体制がまだまだ整っていないという認識はしているところでございます。全ての方に相談支援を受けて頂けるような体制づくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、今後も頑張らせて頂ければと思います。

(辻村委員長)

他にございませんか。

では私から、以前から気になりながら、なかなか良い表現がないなと思っておりますけど、県の条例があります、「障害のある人、ない人も」とありますが、「ある時、ない時」みたいな、どっかの宣伝みたいな感じもしますが、二者択一的な表現は、ある人、ない人と区分しているような感じがして、もう少しいい表現がないのかなと思いつつながら。例えば「障害の有無にかかわらず」のような、そこにこだわっていないという表現の仕方を編み出してもらったら、もうちょっと気持ちいいかなという気がいたします。単なる個人的な意見、感想でございます。

高齢者計画のところでは「適正化」という言葉が出ておりますので、一応確認していただきたいのですが、国も「給付の適正化」という言葉のある時期から使うようになりましたが、国の場合は明らかに給付を抑制するという隠れた意味が隠れてないくらい出ているが、県の方の計画では決して抑制という

ような意味ではなくて、文字通りの適正化だということを確認させていただくということによろしいでしょうか。

(筒井介護保険課長)

資料7、右側真ん中あたりの8番に、介護給付の適正化の推進とありますが、そこに括弧書きで、自立支援、介護予防、重度化防止に繋がる介護給付の推進とあります。これが県の考え方だということでご理解頂ければと思います。

(辻村委員長)

奥山委員にもご出席いただいておりますのでね。他にございませんでしょうか。意見がなければ、ここで質疑を終えさせていただきたいと思います。以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

皆様方のご協力によりまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。あとは県の方にお戻しいたします。

<林福祉医療部長挨拶>

<閉会>